

町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関し基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、市民、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 事業者 不動産業、空家等に関する相談等の業務その他の空家等に関する対策に関連する事業又は業務を営む者をいう。
- (4) 特定空家等に対する措置 法第6条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措置をいう。

(基本理念)

第3条 空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進が図られるよう、市、市民、空家等の所有者等及び事業者の相互の連携及び協力の下に、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、前条に規定する基本理念（以

下「基本理念」という。)にのっとり、空家等に関する対策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、法第6条に規定する空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、空家等に関する対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、空家等の発生を予防するために必要な対策、所有者等による空家等の適切な管理を促進するための対策その他の空家等に関する対策に、積極的に協力するよう努めなければならない。

(空家等の発生の予防)

第8条 市は、空家等の発生を予防するために情報の提供、助言その他必要な援助を実施するものとする。

(空家等の適切な管理)

第9条 市は、法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助を実施するものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第10条 市は、法第13条に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を実施するものとする。

(空家等に関する情報の管理)

第11条 市長は、市民等から空家等に関する相談を受けたときは、当該相談に係る情報を適切に管理するものとする。

2 市長は、法第9条第1項の規定により、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法の施行のために必要な調査を行うもの

とする。

- 3 市は、法第11条に規定するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(特定空家等の措置基準)

第12条 市長は、特定空家等に対する措置に当たっては、空家等の損壊の程度、市民の生活環境に及ぼす程度等を十分に勘案し、総合的に判断するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による判断を適切に行うための基準を整備するものとする。
- 3 市長は、特定空家等に対する措置について、次条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会の設置等)

第13条 特定空家等に対する措置を適切に行うため、市長の附属機関として、町田市特定空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置その他の特定空家等に関し必要な事項について調査、審議し、答申する。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、法務又は建築に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 10 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 1 1 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 1 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 1 3 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 1 4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。